北部準州(NT)では7月17日(金)以降,過去14日間にメルボルン滞在歴がある人が入州する場合14日間の強制隔離【新型コロナ】

【ポイント】

- ●北部準州(NT)では7月17日(金)以降,他州から入州する際の隔離が不要となりますが,過去14日間にメルボルン滞在歴がある人が入州する場合,入州後に14日間の政府監視下での強制隔離が課されます。
- ●この隔離費用は自己負担で、一人あたりの費用は2,500ドルです。
- ●強制隔離終了前には新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。もし検査 を拒否する場合は10日間の追加隔離が義務付けられます。
- ●NT 入州に際しての到着書類に虚偽の情報を記載した場合には、罰金及び3年以内の懲役が科されますのでご注意ください。
- ●新型コロナウイルス感染多発地域から NT に入州する場合, 以上が免除されること はありません。

【本文】

- 1 7月7日(火), NT 政府は17日(金)以降の他州からの入州に関する規制を発表しました。これは、VIC 州で新型コロナウイルス感染が拡大している状況を踏まえた決定です。NT 政府は感染多発地域からの NT 訪問及び NT 州民の感染多発地域訪問につき再考するよう強く求めています。
- 2 NT では7月17日(金)以降, 他州から入州する際の隔離が不要となりますが, 過去14日間にメルボルン滞在歴がある人が入州する場合, 入州後に14日間の政府監視下での強制隔離が課されます。この隔離費用は自己負担で, 一人あたりの費用は2, 500ドルです。強制隔離は Howard Springs 隔離施設もしくは州内の別の認定施設にて行われます。
- 3 強制隔離終了前には新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。もし検査を拒否する場合は10日間の追加隔離が義務付けられます。
- 4 NT 入州に際しての到着書類に虚偽の情報を記載した場合には、罰金及び3年以内の懲役が科されますのでご注意ください。
- 5 新型コロナウイルス感染多発地域からの NT に入州する場合, 以上が免除されることはありません。感染多発地域は保健アドバイスに基づき7月17日(金)より前に追加される可能性があります。グレーター・メルボルン(Greater Melbourne

Metropolitan Areas)から NT への入州は, NT 政府から更なる発表があるまで許可されません。感染多発地域等の詳細については末尾のリンクでご確認ください。

ONT 政府公式ホームページ

(VIC 州との州境規制に関するメディアリリース)

https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/quarantine/hotspots-covid-19

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web:https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届,たびレジ,総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に 登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au